

○厚生労働省令第百五十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第一項第五号、第五十一条第一項及び第七十四条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年 九月 三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十三条）

「第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十三条）

」を

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）

」に

、「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第十八条第一項中「第三十五条において」を「第二十条の二において」に、「第三十五条及び第三十六条」を「第二十条の二」に、「以下第二十二條の三」を「第二十条の二の三を除き、以下第二十二條の三」に、「以下この款」を「第二十条の二第一項第一号を除き、以下この款」に改める。

第十九条を次のように改める。

#### 第十九条 削除

第二十条中「重度障害者介助等助成金」を「障害者介助等助成金」に改める。

第二十条の二の見出しを「(障害者介助等助成金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。

- 一 重度障害者等（重度身体障害者、四十五歳以上の身体障害者又は精神障害者（障害者職業センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下この号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の職場復帰を促進するため、重度障害者等職場適応措置（重度障害者等である労働者又は重度身体障害者若しくは精神障害者である短時間労働者についての職務

開発、能力開発その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、当該計画に基づいて当該措置を行うことをいう。以下この号において同じ。）を実施する事業主（当該重度障害者等職場適応措置を実施しなければ当該重度障害者等の雇用を継続することが困難であると機構が認めるものに限る。）であつて、当該重度障害者等職場適応措置の終了後六月以上当該重度障害者等を継続して雇用するもの

二 次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（当該措置を行わなければ、障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。）

イ その雇用する別表第一第一号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の委嘱（当該労働者が機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務に従事する場合にあつては、配置又は委嘱）

ロ その雇用する別表第三第六号又は第七号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置又は委嘱

ハ イ又はロに掲げる措置を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行うこと

ニ その雇用する別表第一第二号又は別表第三第三号に掲げる身体障害がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳を担当する者（手話通訳について相当程度の能力を有すると機構が認める者に限る。）の委嘱

ホ その雇用する別表第一第四号に掲げる身体障害がある者、精神障害者その他健康管理が必要であると機構が認める障害者である労働者の健康相談のために必要な機構が定める医師の委嘱

ヘ その雇用する五人以上の重度身体障害者、知的障害者、精神障害者その他職業生活に関する相談及び指導が特に必要であるとして機構が別に定める障害者である労働者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者（職業生活に関する特別な相談及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。）の配置又は委嘱

ト その雇用する重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者（業務の遂行に関する

る必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。）の配置

チ その雇用する在宅勤務障害者（障害者である労働者であつて、その労働日の全部又は大部分を当該事業主の事業所に通勤することなく、自宅において業務に従事するものをいう。）の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者（雇用管理及び業務管理の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。）の配置又は委嘱

第二十条の二第二項中「重度障害者介助等助成金」を「障害者介助等助成金」に、「措置」を「事業主」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（法第四十九条第一項第四号の二の助成金）

第二十条の二の二 法第四十九条第一項第四号の二の助成金は、職場適応援助者助成金とする。

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二の三 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第四十九条第一項第四号の二イに規定する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（次項において「社会福祉法人等」という。）であつて、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（次号及び第三十四条において「発達障害者」という。）その他職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による援助が特に必要であると機構が認める者であつて、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに限る。）が職場に適応することを容易にするための第一号職場適応援助者による援助の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができる」と機構が認めるものに限る。）

二 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限る。）である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第二号職場適応援助者の配置を行う事業主（第二号職場適応援助者による援助を適正に行うことができる」と機構が認めるものに限る。）

2 前項第一号の第一号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了し

たものであつて、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に關し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二号第四号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項において「障害者職業総合センター」という。）及び法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次項において「地域障害者職業センター」という。）が行う第一号職場適応援助者の養成のための研修

二 第一号職場適応援助者による援助の実施に關し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

3 第一項第二号の第二号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に關し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二号第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第二号職場適応援助者の養成のための研修

二 第二号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

4 職場適応援助者助成金の額その他必要な事項については、第一項各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣の定めるところによる。

(法第四十九条第一項第五号の厚生労働省令で定める身体障害者)

第二十条の二の四 法第四十九条第一項第五号の厚生労働省令で定める身体障害者は、別表第一又は別表第三に掲げる身体障害がある者とする。

第二十二条の三第一項第一号中「次号並びに次項第一号及び第二号」を「次号」に改める。

「第四章 雑則」を削る。

第三章中第三十三条の次に次の節名を付する。

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 法第七十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の厚生

労働省令で定める業務は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とする。

<p>発達障害者その他職場適応援助者による援助が特に必要であると機構が認める障害者（以下この条において「発達障害者等」という。）</p>	<p>法第四十九条第一項第四号の二、第九号及び第十一号（同項第四号の二及び第九号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務</p>
<p>障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等を除く。）</p>	<p>法第四十九条第一項第九号及び第十一号（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務</p>

第三十四条の次に次の章名を付する。

#### 第四章 雑則

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

第三十五条及び第三十六条 削除

別表第一中「別表第一（第一条、第十九条、第二十条の二、第二十条の四関係）」を「別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）」に改める。

別表第三中「別表第三（第十九条、第二十条の二、第二十条の四関係）」を「別表第三（第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この省令による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第三十五条第一項の規定により中途障害者作業施設設置等助成金の支給を受けることができたこととなった事業主に対する旧規則第三十四条第二項の中途障害者作業施設設置等助成金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に、旧規則第三十六条第一項の規定により重度中途障害者等職場適応助成金の支給を受けることができたこととなった事業主に対する旧規則第三十四条第二項の重度中途障害者等職場適応助成金の支給については、なお従前の例による。

3 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十年労働省令第九号。以下

この条において「十年改正省令」という。）附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた十年改正省令による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下この条において「十年改正前の規則」という。）第二十条の重度障害者特別雇用管理助成金の支給に係る十年改正前の規則第二十条の二第一項第二号ニの措置に関しては、この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第一項第二号イ又はロの措置とみなして、同号ハの規定を適用する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第三条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年<sup>厚生省</sup>令第一号）の一部を次のように改正する。  
<sup>労働省</sup>

別表第二十号中「身体障害者雇用調整金」を「障害者雇用調整金」に、「身体障害者雇用納付金」を「障害者雇用納付金」に改め、「第七十七条第一項の給付金に係る申請」を削る。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第四条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四百四十条第九号を次のように改める。

## 九 削除

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に、この省令による改正前の雇用保険法施行規則第四百十条第九号の規定により給付金の支給を受けることができることとなった事業主に対する同号の給付金の支給については、なお従前の例による。